

(別紙)

平成24年保育士試験から、認可外保育施設での勤務経験による受験資格（知事認定）が追加されます

○学校教育法による高等学校を卒業し、認可外保育施設で2年以上児童の保護に従事した方（中学校卒業の場合は5年以上）は、都道府県知事の認定を受けることにより、受験資格を得ることができます。

○受験資格の認定手続

①受験希望者が、認可外保育施設に勤務証明書（参考様式1）の作成を依頼し、勤務証明書を受領する。

②受験希望者が、勤務証明書と高等学校発行の卒業証明書※1（高等学校卒業の場合）と受験資格認定申請書（参考様式2）を都道府県の保育士試験担当課に提出する。

※1 卒業証書では認定ができないため、卒業証明書が必要です

③都道府県が、提出された書類と認可外保育施設の届出情報等により、受験資格の認定を行い、認定書を受験希望者に交付する。

④受験希望者が認定書を添付し、保育士試験事務センターに受験申請を行う※2。

※2 受験申請書類は、別途保育士試験事務センターに請求

◎認定手続に時間がかかる場合もあります。早めの手続をお願いします。

◎受験申請書類の請求手続・受験資格の認定手続については、保育士試験事務センター（0120-4194-82）にお問い合わせ下さい。